

新設された いわゆる 『フリーランス新法』 押さえておくべき重要ポイント

参加費
無料

録音・録画は
ご遠慮させて
いただいて
おります。

2024年9月13日(金)
14:00~15:30(入場13:30)



講師

【特定社会保険労務士】20年以上、企業の労務管理上の諸問題解決や労働環境の整備等に従事している。「時流適応」を信条とし、時代の変遷とともに起こる、人に関する労務問題等の解決および未然防止措置を得意としている

櫻井善英

いわゆる「フリーランス新法」が成立し、2024年11月1日に施行開始されることが決定しました。「フリーランス」には業務委託はしていない、と思っ**ても意外と該当していることがあります。**

新設されたこの法律のその内容を、概要で良いので、整理・理解しておき、企業としてどのような準備を進めなければならないのか、どのような対応を講じる必要が出てくるのか、スムーズに対策が進められるよう、まずは正確に新法の内容を把握しておきましょう。

また、状況によっては就業規則(ハラスメント防止規程)の見直しが必要な可能性もあるため、早めに新法対応に向けて動き出すこともポイントとなります。

今回のセミナーでは、いわゆるフリーランス新法の概要を正しく整理・理解すると同時に、必要な対応などについて分かりやすく解説いたします。

お申し込みは、右のQRコードか、

URL: <https://forms.gle/ckKP42yyZuhgUGan6>

にてアクセスし、申込フォームに必要事項をご入力ください。

お申し込み後、別途受講用URLとレジメデータをメールにてお送りします



社会保険労務士事務所インターフェイス

〒810-0001
福岡市中央区天神5丁目7番3号
福岡天神北ビル7階

TEL : 092-761-4048
<https://www.srinterface.com/>
<https://www.facebook.com/srinterface>